

仕 様 書

1 名称及び数量

リアルタイム PCR 装置及び核酸精製装置 一式

2 品名・規格・性能・数量等

別表のとおり

(1) リアルタイム PCR 装置

別表に示した適合品は本調達物品の規格・性能を満たす機器等の一例として示しているもので、当該製品を指定するものではない。

ただし、適合品以外で参加する場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及び仕様書の規格を満たしていることが分かる書類^{*}を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出期限までに同等・規格確認書（原本）を下水道河川局経営管理部経営企画課（契約担当）に提出すること。

なお、同等品の判断には時間を要する事例もあり、入札期限までに間に合わないことがあるため、確認に要する時間を考慮して担当課へ同等品の確認を依頼すること。

※別表に示した性能・仕様等に全て適合していること証する書面を作成し、それを挙証するカタログ、分析データ等を添付すること。

(2) 核酸精製装置

別表に示した製品を納入すること。

3 借受期間

令和6年1月1日から令和10年9月30日まで（57か月）

【納入期限：令和5年12月28日】

4 納入及び検査場所

札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課水質管理係

（札幌市北区麻生町8丁目1-15 創成川水再生プラザ内水質管理棟2階）

5 特記事項

- (1) リース物品はすべて新品であること。
- (2) 納入期限までに、機器の運搬、設置並びに作動及び性能確認を行い、使用可能な状態にすること。
- (3) 受注者は、納入後速やかに、機器の操作及び維持管理方法について説明すること。
- (4) 機器等の梱包材等は、受注者が納入後速やかに引取ること。
- (5) 機器の運搬、設置並びに作動及び性能確認に複数日を要する場合は当該作業終了日を納入日とする。
- (6) 契約の履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元から出荷証明を求めることがある。その場合、出荷証明の提出が可能なが契約（発注）の条件となる。
- (7) 受注者は納入日時及び方法について発注者（担当課職員）と事前に十分打合せを行うこと。
- (8) リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて、発注者は受注者と協議をすることができる。
- (9) 借受期間満了後における借受物品の返還に係る費用は受注者の負担とする。

6 担当課

札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課

（札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 電話 011-818-3431）